

2022年10月31日

埼玉県教育委員会
教育長 高田 直芳 様

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 北村 純一

埼玉県高等学校教職員組合
中央執行委員長 小澤 道夫

2022年度賃金・労働時間等に関する重点要求書

埼玉県人事委員会は10月20日、知事と県議会議長に対して、2022年「職員の給与等に関する報告、勧告及び意見」（以下、「勧告」）を行いました。

その内容は、月例給は職員給与が民間給与を940円（0.25%）下回る結果から、初任給をはじめ主として若年層について上げる、特別給（ボーナス）については、年間支給月数が民間よりも職員が0.09月分下回ったことから、0.1月分上げる、というものです。

今回の「勧告」は、「3年ぶり」の引上げ「勧告」と謳っていますが、その内容は極めて不十分なものです。「勧告」では、「本年4月のさいたま市の消費者物価指数（県統計課）は、昨年4月と比べて2.4%増加している。」と表記していますが、物価高騰にも及ばない極めて不十分なものです。また、月例給の引上げは、初任者と若年層のみにとどまり、再任用者の特別給は一般職員の半分にすぎない0.05月分の引上げ、さらにその特別給は「勤勉手当」で配分となっていることから会計年度任用職員（非常勤講師等）は該当しないというもので、到底納得できる内容ではありません。さらに、定年引き上げによる60歳超職員の給与が7割であることが、「同一労働同一賃金」の原則から逸脱することの矛盾についての言及も全くありません。このように給与に関する「勧告」部分の内容は、ほとんど国と同様なものとなっており、国追随の極めて不当なものです。

一方、「勧告」の中で、「学校現場において、定数どおりの教職員の配置のない未配置並びに教職員の産休・育休、育児休業及び病欠休職などの際の未補充が見られる状況にあり、現場の過重な負担が憂慮される。こうした状況が続くことはあってはならないことであり、未配置及び未補充が発生する原因を分析するとともにその対応策を早急に講じ、児童、生徒への教育に支障を及ぼさないようにする必要がある。」と述べています。これは、「未配置・未補充」による過酷な学校現場の実態を捉えたもので、大変重要な指摘です。学校現場に、大量の定数内臨任が配置され続け、その結果、年度途中の病休・産育休代替者がいなくなったこと、さらに教員の過酷な労働実態や世紀の愚策ともいえる教員免許更新制によって教員の希望者が激減したことが、教員不足に拍車をかけたものと考えられます。この「未配置・未補充」問題の解決は、教職員の負担軽減の上でも最重要課題と位置づけるべきです。

さらに、「勧告」では、「教員の採用選考試験の倍率が近年低下傾向にあり、教育の質をいかに確保していくかが大きな課題となっている。勤務が長時間に及ぶ状況が教員志望者の動向にも影響している可能性があることから、働き方改革は教育の質の確保の面からも極めて重要である。働きやすい環境を整備することで、一人でも多くの優秀な教員を確保し、質の高い教育を提供していくことが求められる。学校の働き方改革は待ったなしである。」と述べています。教員の「多忙化」解消・負担軽減は、まさに「待

ったなし」の状態です。人事委員会「勧告」どおり、教職員の働きやすい環境整備に直ちにとりくむべき責務が教育行政にあるということです。その根本的改善策は、教職員を大幅に増やすこと以外にありません。県独自に教職員増の施策に踏み出すべき事態だということを強く訴えるものです。

私たちは、埼玉県地方公務員労働組合共闘会議（埼玉県教職員組合・埼玉県高等学校教職員組合・埼玉県職員組合、略称＝地公労）として、「2022年度賃金等の確定に関する重点要求書」を埼玉県知事及び埼玉県教育委員会教育長に提出しました。埼玉県教職員組合（埼玉教組）と、埼玉県高等学校教職員組合（埼玉高教）は、賃金等の確定期を迎えるにあたって、賃金・労働時間等に関する教育関係独自の重点要求を下記のように提出します。地公労の重点要求書とあわせ、すみやかに実現するよう要求します。

記

I 賃金・諸手当等の改善について

1. 昇格基準等を次のように改善すること。
 - (1) 教諭については、経験23年（45歳）で3級格付けを行うこと。
 - (2) 実習教員、寄宿舎指導員については、高卒経験10年、大卒経験6年で2級格付けを行うこと。
 - (3) 県立学校の事務職員・司書については、一定の年令と経験年数によって6級まで昇格させること。また、行政職給料表の4級・5級の号給継ぎ足しを行うこと。
 - (4) 2018年度に強行した「技能職給料表の見直し」はもとの制度に戻すこと。また、現行の技能職給料表の給料月額を引き上げるとともに、行政職給料表の5級まで適用すること。
 - (5) 県立学校の栄養職員については、担当課長の職務の級を6級までとするとともに、一定の年令と経験年数によって6級まで昇格させること。県立学校の栄養教諭については、発令者数を大幅に増やすこと。
 - (6) 教育職給料表(2)を引き上げ、教育職給料表(1)との較差を解消すること。
 - (7) 学校栄養職給料表5級および事務職給料表5級の号給継ぎ足しを行うこと。
 - (8) 60歳を超える臨時的任用者を2級に格付けること。または上限を撤廃すること。
 - (9) 県及び市町村立学校の会計年度任用職員（非常勤講師・給食調理員等）の時間単価を引き上げること。とりわけ給食調理業務に関わる職員については十分な予算措置を行い、勤務日数を増やすこと。
 - (10) 3月末日までさいたま市立学校などに在職していた臨時教職員の6月の期末・勤勉手当は、その期間率を県立学校に在職していた臨時教職員と同様にすること。
2. 諸手当を次のように改善すること。
 - (1) 障害児教育に従事する教育職員への給料の調整額を増額すること。
 - (2) 特殊勤務手当については、業務実態をふまえ、新設・適用範囲の拡大・支給額の引き上げ等の改善を行うこと。深夜以外に行う変則勤務手当については復活を含めて改善を講じること。
 - (3) 高等学校職員兼務手当を大幅に引き上げること。また、授業時間に挟まれたいわゆる「空き時間」を有給とし、兼務手当の半額を支給すること。
 - (4) 修学旅行等引率指導業務、対外運動競技等引率指導業務、部活動指導業務の教員特殊業務手当を大幅に改善すること。また、校内・外で行う部活動の合宿についても、教員特殊業務手当の対象とすること。
 - (5) 入学者選抜業務に関わる手当について、次のように改善すること。
 - ①特殊勤務手当として位置づけ、すべての教職員に1日につき、5,000円を支給すること。
 - ②障害児学校高等部・幼稚部の入学者選抜業務についても、同様の措置を講ずること。
 - ③入学者選抜業務にかかわる食糧費を復活し、昼食を支給すること。
 - (6) 産業教育手当については、当該校の教育職員すべてに支給すること。
 - (7) 部活動顧問に必要な用具等の購入費を支給すること。

- (8) 時間外勤務手当については、職務の実態と本人の意向に沿って、適正に支給されるようにすること。
 - (9) 研修図書費として月額1万円を支給すること。
 - (10) 月途中採用者の通勤手当・住居手当・扶養手当を支給すること。
3. 旅費を次のように改善すること。
- (1) 旅費における鉄道賃等の支給については、「最も経済的な通常の方法」を実態に合わせて運用し、実際の移動経路に基づく実費を支給すること。
 - (2) 日当の支給規定を「県外往復200km以上」を「往復100km以上」に改めること。
 - (3) 旅行雑費県内200km未満200円を、100km未満とし、金額を大幅に増やすこと。
 - (4) 高等学校の山岳部顧問等の宿泊の場合も通常の宿泊料を支給すること。
 - (5) 市町村立学校における児童・生徒の遠足、修学旅行、社会科見学等での各種見学科・入場料・入館料・拝観料やロープウェイ代等について、市町村費で措置するよう各市町村教委に強く指導すること。
 - (6) 市町村立学校における旅行命令簿の様式を含めた手続きについては、引き続き簡略化に向け改善をはかること。
 - (7) 通勤手当の算定にあたっては、回数券・ICカード方式を用いないこと。現状の方式による場合には、学校行事、部活動指導等のため休日に出勤して現に自己負担となる交通費については、実費を支給すること。
4. 障害児学校教職員、現業職員、実習教員の被服貸与を改善すること。
5. 代替臨時教職員について、当初に発令された任期前に本務者が復帰する事情が生じた場合には、代替者の「自己都合による退職」扱いとせず、「解雇予告手当」として30日以上賃金を支払うか、30日間の雇用継続を行うこと。

II 労働時間短縮、休日・休暇制度の拡充等について

- 1. コロナ禍の下で、教職員の「多忙化」が深刻な事態となっていることを踏まえ、学校の教育力を低下させることなく、子どもたちの学習権を保障するために、教職員の大幅増員、学校予算の拡充等を行うこと。
- 2. 年次有給休暇、特別休暇などを保障するため、出勤率80%で学校運営ができる教職員数を配置すること。
- 3. 給食調理の賃金職員の年次有給休暇については、勤務の実態に基づき保障すること。
- 4. 「お盆」(8月13日～16日)、「県民の日」(11月14日)、開校記念日を学校職員の休日とすること。
- 5. 病休代替措置を現行の4週間以上から2週間以上に改善すること。また、すべての校種で病休・介護休暇代替者等を常勤で配置するとともに長期休業中も継続して配置すること。
- 6. 障害児学校における教職員の妊娠中の勤務軽減措置については、妊娠教職員の病休取得の実態を踏まえ、適用職種を拡大するとともに現行の週8時間を拡大すること。
- 7. 「三六協定」締結にあたっては、労働基準法に基づき校長と職員団体代表、職員団体がいない場合には職員代表者との締結を行うことを徹底すること。また、その内容を全職員に周知すること。

III 制度・定数改善について

- 1. 暫定再任用制度については、次のことを行うこと。
 - (1) 希望者全員を採用すること。
 - (2) 希望する勤務形態で採用すること。
 - (3) 暫定再任用者は定数外とすること。
 - (4) 県立学校における「再任用は現任校以外の配置を原則とする」を見直すこと。
 - (5) 暫定再任用者の賃金改善を図ること。

- (6) 学校における暫定再任用フルタイムの人事評価結果の下位区分は運用しないこと。
2. 定年引上げにかかわって、次のことを行うこと。
- (1) 「情報提供・意思確認」に関して、適切な時期に適切な内容のものを確実に「情報提供」するとともに、「意思確認」については柔軟に対応し、変更可能な時期を適切に設定すること。
- (2) 高齢者部分休業について
- ① 高齢層の多様な働き方を保障するものとして、理由を問わず申請があった場合は、承認するものとする。
- ② 取得する高齢者の立場からなるべく多様な選択肢（取得時間）を保障するとともに、学校の教育力を低下させず、学校現場への影響のない制度設計・制度運用とすること。そのために、フルタイムを含めた後補充の配置を必ず行うこと。
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員については、定数外とすること。
- (4) すべての職種において、本人の希望に基づき、60歳以降の多様な任用形態を自由に確実に選択できるように制度設計・制度運用すること。
- (5) 定年年齢の段階的引き上げに伴い、定年退職者が生じない年度が2年に1度訪れることから、その際、次のことを行うこと。
- ① 定年年齢引上げ期間中も新規採用の抑制を行わず、バランスをとった採用を継続的に行うこと。
- ② 臨時的任用教職員の経験を適正に評価する採用制度を確立し、臨時的任用教職員の採用化をすすめること。
- (6) 61歳以上の人事評価は、賃金等の労働条件を考慮して再任用フルタイムと同様の「別枠運用」とすること。
- (7) 管理職員の定年引上げについて
- ① 「役職定年制」の導入にあたっては、「特例」を乱用し、定年引上げ後も管理職として雇用するような恣意的な運用は行わず、円滑な学校運営に資するものとなる「役職定年制」とすること。
- ② 現在行われている「限定的・特例的」とした管理職再任用は、全面的に廃止すること。
- (8) 高齢層職員のリフレッシュを図るため、休暇制度等の新設・拡充を行うこと。
3. 深刻化している教職員の「未配置・未補充」について、次のことを行うこと。
- (1) 「勧告」で述べているとおり、「未配置及び未補充が発生する原因を分析するとともにその対応策を早急に講じ」ること。
- (2) 「多忙化」に拍車をかける教職員の「未配置・未補充」の絶無を期すために、「あってはならない重大な事態であり、(途中略) 今後、『未配置・未補充』の早期解決に向けて、担当課を超え教育局全体の問題として解決するため、『多忙化解消・負担軽減検討委員会』においても御意見をいただきながら取り組んでまいります。」(地公労団交 2021年11月30日)との回答に基づき、早期解決に向け、県教委として行う具体的な方策を示すこと。
- (3) 未補充をなくしていくために、他県で実施されている「支援加配教員」を年度当初に雇用し、必要に応じて各学校に配置すること。
- (4) 抜本的な改善のために定数内臨任を減らし、正規採用者の大幅増などを行うこと。
4. 教員免許更新制廃止後の「新たな研修」制度について、以下のように取り扱うこと。
- (1) 教員の研修は、教育公務員特例法第21条及び22条の規程に基づき、自主的・主体的で幅広くあらゆる機会に保障されなければならないものであること。
- (2) 現在の教員不足による「多忙化」であることを踏まえ、研修が過度の負担にならないよう負担軽減に最大限努めること。
- (3) 「新たな研修」制度を策定・実施するにあたっては、埼教組・埼高教との丁寧な協議を経て行うこと。
5. 週休日等の割振り変更について、以下のように徹底・改善すること。
- (1) 「週休日等の割振り変更簿」を適正に活用するよう徹底すること。また、様式等の変更など、週休日の振替及び勤務時間の割振り変更(いわゆる調整)の取得に係る手続きを抜本的に見直

- し、振替、調整の取得を促進すること。
- (2) 4週につき8日の週休日を確保するための具体的な措置を講ずること。
- (3) 資料の作成に係る教務用務及び課業日の部活動指導に係る生徒指導用務に関する「1日につき併せて1時間とする」運用を廃止すること。少なくとも、異なる性質の業務を「併せて1時間とする」ことは、全く道理がないことから、「それぞれ1時間以内」とすること。
- 6. 教職員の「一年単位の変形労働時間制」については、導入しないこと。
- 7. 小規模学校（単級・2学級並行学年などの場合）の体育の水泳指導にあたっては、その実態を調査するとともに、必要な補助員を配置すること。
- 8. 養護教諭の妊娠時における労働軽減を拡大し、すべての期間に渡り有資格者を加配措置すること。
- 9. 小学校の妊娠体育代替制度の周知を徹底するとともに、速やかに措置し実効ある母胎保護に努めること。
- 10. 他県等で既に実施されている「産休前加配」（妊娠者に対して4月当初から加配措置をし、そのまま産休代替とする）を行うこと。
- 11. 臨時的任用教職員の年休の繰り越し、年金・健康保険の継続については、10日以上空けて任用する場合においても、繰り越し、継続できるよう取り扱うこと。また、3月末日まで市立学校に在職していた場合においても、県立学校に在職していた臨時的任用教職員と同様にすること。
- 12. 資格職の司書・栄養士について、採用試験の受験年齢を撤廃すること。また、事務職員・司書・栄養士の臨時的任用者については、学校運営の継続性に配慮し、複数年にわたって同一校に勤務できるよう、また、退職等の代替者については本務者が復帰するまでの期間継続して勤務できるよう、人事委員会に働きかけること。
- 13. 寄宿舎のある学校については、栄養職員（栄養教諭・栄養士）を複数配置すること。
- 14. 任期付教職員については課題を整理して改善をはかること。

IV 教職員の「多忙化」解消・負担軽減について

- 1. 2022年4月に改定した「埼玉県 学校における働き方改革基本方針」（以下、「働き方改革基本方針」）の取り組みについて、とりわけ以下のことを実施すること。
 - (1) 教職員の「多忙化」解消・負担軽減をすすめるためには、教職員の大幅な増員が不可欠であることから、教職員定数の改善を国に働き掛けることと同時に、埼玉県として独自に定数改善を行うこと。
 - (2) 「働き方改革」は、労働条件であることから、職場における取り組みを行う際には、各職場においても労使協議を経て実行するものであることを徹底すること。また、管理職に対して労働基準法をはじめとした労働法制に関する研修会を実施すること。
 - (3) 週休日等の割振り変更及び休暇等の取得しやすい条件整備を推進すること。
- 2. 教職員の大幅増と学校予算の増額、教育条件の整備、教育施策の見直しなど、教職員の長時間過密労働・「多忙化」を抜本的に解消するための実効ある措置を実現すること。とりわけコロナ禍において必要性が増した小・中・高校での「20人学級」の早期実現、障害児学校の過大・過密、学校・教室不足を解消するための学校建設等を進めること。
 - そのため、当面、次のことを実施すること。
 - (1) 2021年9月に実施した教職員の勤務実態に係る調査結果は、前回（2016年実施）と同様に「勤務時間外に、『授業準備』、『部活動等（中学校・高校）』の時間がある」ことから、「よりよい授業」の実施に向けた授業改善を確実にすすめるには、「授業準備」の時間を確保することが不可欠である。したがって、「授業準備」を勤務時間内に保障するために、以下の措置を講じ、必要な教員を増員すること。

①小学校

教員一人当たりの持ち時間数が現状の平均24時間以上である現状を改善し、20時間以内

とすること。現行の加配教員に加え、理科・音楽・家庭・英語・体育の各教科の「専科」を配置すること。また、国に先行して2021年度より実施している35人学級を、加配の弾力的運用ではなく県単独で予算化し、該当する全ての学校に実施すること。

②中学校

中学校すべての学年でも「35人学級」を県単独で実施すること。教員一人当たりの持ち時間数が現状の平均20時間以上である現状を改善し、18時間以内とすること。「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づいて実施することを改めて徹底するとともに、部活動指導員をすべての学校に配置すること。

③高校

学校の教育目標・目指す学校像を踏まえ、地域、学校や生徒の実態に応じた「よりよい授業」を行うために、教員の授業時数を文科省の「1時間あたり1時間の授業準備時間が必要」との見解も考慮して、学校週5日制完全実施後も変更されていない「教員一人当たりの授業担当時数」を「平均16.5時間程度」から「平均15時間以下程度」に改めること。

④障害児学校

県の学級編制基準は、重複学級に関しては幼稚部も学年別の編制とすること。高等部単独校の職業学科は1学級10名から標準法どおりの8名に戻すこと。小・中学部の定数改善を国に働きかけるとともに、県単独で加配措置を講じること。また、実質的な過密解消と教職員増につながるよう、学校・教室不足を解消すること。

- (2) 「学校の教育力を高める」観点から「多忙化」解消・負担軽減をすすめるために、現在の教育施策すべてを対象に、施策の廃止や停止を含めてさらに見直しを行い、子ども・生徒・保護者等との関わりなど、教職員の専門職性の観点から、現在の業務を見直し、専門職としての教育活動から遠いものから優先順位をつけて業務を縮減すること。
- (3) 県教委、市町村教委からの研究委嘱を削減すること。
- (4) 長期休業中については、2019年6月28日付文科省通知「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」（元文科初第393号）を踏まえ、研修を設定しないこと。
- (5) 初任者研修の機関研修の回数をさらに減らすこと。また、新たな負担となっている「2年次研修」、「3年次研修」は廃止すること。
- (6) 中堅教諭等資質向上研修（旧10年経験者研修）の機関研修の回数を減らすこと。欠席数と研修内容の種別に応じて再受講するという取り扱いを、負担軽減の観点からさらに見直すこと。
- (7) 5年経験者研修、20年経験者研修はただちに廃止すること。
- (8) オンラインによる研修について、負担軽減の観点から、廃止を含めて検討すること。
- (9) 県教委、市町村教委主催の研修会、会議の回数を減らすこと。また、参加を強制しないこと。
- (10) 県教委及び市町村教委が実施している各種調査・報告等について、廃止、中止、縮小・簡素化に向けて抜本的に見直し、調査・報告にかかわる負担を大幅に軽減すること。
- (11) 教育事務所の学校訪問を2年ごと、または、3年ごとにする。また、再訪問はしないこと。また、訪問にあたっては学期末や明らかに学校が多忙とわかる時期を避けること。
- (12) 小学校における文化的・体育的対外行事は、廃止、縮小すること。とりわけ体育的対外行事は競争主義に陥ることのないよう練習期間や練習時間を含めた見直しを行うよう市町村教委を指導すること。
- (13) 教職員の「多忙化」解消・負担軽減について、「多忙化解消・負担軽減検討委員会」を継続的に開催し、学校現場の実態を踏まえたフォローアップを行っていくこと。
- (14) 同一校及び同一市町村で勤務する臨時的任用教職員の年度当初提出書類を簡略化すること。
- (15) 日本学生支援機構の奨学金事務負担を軽減するために、県教委として全県的な調査を行うことでその問題点を整理し、負担軽減に向け、国等へ働きかけること。
- (16) 次の教育施策については、「多忙化」解消・負担軽減の観点から、廃止、若しくは中止、縮小す

ること。

- ①障害児学校の「学校方針」
 - ②高校教育指導課による高校訪問
 - ③特別支援教育課による特別支援学校訪問
 - ④高校の「在り方生き方教育研修会」
 - ⑤教科書選定に係る、県教育委員と校長による意見交換会
 - ⑥「人権教育実践報告会」
 - ⑦「学校評価アドバイス訪問」及び「学校自己評価システムシートに係るチェックシート」
 - ⑧義務制における「教育課程研究協議会」の廃止・縮小
3. 学校評価に関して、負担軽減の観点から、以下の改善を図ること。
- (1) 学校の創意工夫を尊重し、評価運営委員会・学校評価懇話会など、学校自己評価システムの運営改善を進めること。
 - (2) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入・運営については、学校の負担軽減に最大限配慮し、学校評価懇話会との一体的な運営となるように進めること。
4. 「観点別学習状況の評価」の実施に伴う負担を軽減する観点から、必要な措置を講じること。とりわけ、学校現場の実態を踏まえて校務支援システムを改修すること。
5. 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」について、2020年11月16日、埼教連「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に関する要求書」に基づく最終回答を踏まえ、引き続き埼教連と丁寧に協議すること。
6. ストレスチェックの実施及びその活用を含め、労働安全衛生法に基づく施策の推進に努めること。また、市町村教委に対して、労働安全衛生体制を早急に確立するよう指導を強めること。
7. 教職員の健康管理の観点から、県立学校における男女別休養室の設置を徹底し、予算についても増額して既設の休養室を含めて充実をはかること。また、市町村教委に対しても、設置をすすめるよう働きかけること。さらに、HR教室、特別教室、給食調理室、体育館などに空調設備の整備を公費で行うこと。
8. 「ICT教育」の推進に関わって
- ①学校や子ども・生徒の実態に基づく教職員の専門性を尊重し、授業の方法にICT機器の使用を押し付けないこと。また、そのことを県教委の責任で周知すること。
 - ②校内LANや校務支援システム、教員用パソコン、児童生徒の端末など、校内情報システム管理と国が進めるGIGAスクール構想によりICT環境整備・管理のため各学校の負担が増大することから、支援体制（支援員）の抜本的改善を図ること。